

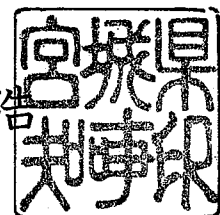
平成25年8月2日

原子力規制庁長官

池田 克彦 殿

福島第一原子力発電所における
放射性物質の海洋への
流出阻止を求める要望書

宮城県知事 村井 嘉浩



東京電力福島第一原子力発電所では、平成23年4月から平成24年4月にかけて海洋へ汚染水を流出させる事故が発生しており、また、平成25年4月5日には、漏えいした汚染水の拡散は限られた箇所ではあるものの、地下貯水槽から汚染水を漏えいさせる事故が発生している。これらの度重なる事故の発生は、東京電力による汚染水対策への認識が甘く、対応に不備があると言わざるを得ない。

このような状況の下、平成25年6月19日には、1号機から4号機のタービン建屋東側の観測孔において採取された地下水から高濃度の放射性物質が検出されたことについて公表があった。さらに、7月22日には、1号機から4号機の取水口開渠^{きよ}内の海水に汚染地下水が流出していることを示す調査結果が確認されたが、地下水汚染の原因が明らかになっておらず、抜本的な対策の検討が進んでいない。

本県は、水産業を重要な産業としており、海洋への放射性物質の流出があった場合、その影響が心配されることから、放射性物質を海洋に流出させないよう東京電力への指導・監督を強く求めてきたところであるが、東京電力による抜本的な対策が講じられていない状況である。

以上のことから、実効性のある対策が一日も早く実施されるよう、次の点について、東京電力に対する国の強い指導を要望する。

1 海洋への放射性物質の流出阻止

福島第一原子力発電所の港湾内から海洋への放射性物質の流出を阻止するよう、東京電力への指導・監督を強化すること。

2 海洋への流出防止対策の早期完了

海洋への流出を阻止するため、東京電力が実施する海側遮水壁等の工事について、早期に完了するよう指導を徹底すること。

3 敷地内に滞留する汚染水対策の早期実施

海側トレンチ内に滞留する汚染水については、新たな地下水汚染の原因となる可能性があることから、その対策を早期に実施するよう、東京電力への指導を徹底すること。

4 モニタリング結果の信頼性の確保

東京電力が実施する地下水及び海水のモニタリングについて監視・指導を徹底し、測定結果の信頼性の確保に努めること。